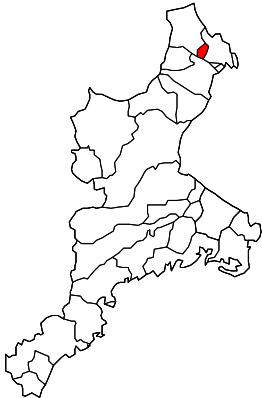


# 東員すこやか給食特区

都道府県名：	三重県	
申請主体名：	東員町	
区域の範囲：	三重県員弁郡東員町の全域	

特区の概要：	<p>三重県東員町では、多様化した保育ニーズに対応するため平成11年4月から、幼保合築園舎を建設してきた。また、平成17年度には総合施設モデル事業に着手し、一貫した幼児教育を実施し、平成20年度からは、町内6園中6園が合築園舎となる。しかし、同一施設内で、幼稚園児が学校給食センターの給食、保育園児が自園での給食を食すことの不都合が生じる。そのため3歳から5歳の保育園児については、直営する学校給食センターから給食の外部搬入を行い、幼児教育の充実を図りたい。</p>
--------	---

適用される規制の特例措置：	・ 公立保育所における給食の外部搬入容認
---------------	----------------------

